

## 台北駐日経済文化代表処 募集要項

【募集する職種及び人数】	臨時雇用職員 正式採用1名・予備採用2名（予定）
【応募資格】	1. 中華民国国籍または日本国籍の者（日本国籍でない方は、日本における長期居留資格を有し、 <b>留学ビザまたは更新が必要な労働ビザでないこと</b> ）。男女不問。 2. 大学卒業以上、日本語が母語レベルかつ中国語と英語でコミュニケーションがとれること。 3. 過去に不良な記録が無いこと。
【採用方法】	1. 第一段階：書類審査（書類審査を通過した者は別途第二段階の試験の日程を通知します）。 2. 第二段階：筆記試験（日中翻訳）、面接試験、実務試験（窓口クレーム処理、電話応対、急難救助案件処理、グループ討論等）。
【仕事内容】	本代表処領事窓口の申請受付対応業務、一般事務。
【待遇】	中華民国外交部の定める給与体系などに基づいて給与を支給します。
【応募方法】	1. 履歴書1部（A4用紙に中国語または日本語で、氏名・年齢・国籍・学歴・職歴・住所・電話番号を明記し、4cm X 5cm 顔写真2枚を貼付してください）。 2. 日本語または中国語での自己PR文1部（A4用紙500字以内）。 3. 旅券及び在留カードのコピー（日本国籍の者は在留カードのコピーは不要）、住民票（世帯全員）の写し。 4. 最終学歴証明（卒業証明書）のコピー。 5. 以上の書類を <b>2024年5月17日までに</b> （〒108-0071 東京都港区白金台5-20-2 台北駐日経済文化代表処人事室宛）まで <b>書留で郵送してください。上記期日を過ぎた場合受付致しません</b> 。尚、提出された履歴書等は返却しませんので予めご了承ください。
【雇用期間】	1. 本職務は休職者の代理であるため、雇用期間は休職者の休職期間とします。なお、休職者が予定日より早く復職する場合は、今回の採用者は休職者が復職する日までに離職すること。 2. 採用者は秘密保持誓約書に署名すること。試用期間は3ヶ月。
【注意事項】	1. 書類審査通過者には電話にて次の筆記試験、面接及び実務試験の場所・日時を通知します。尚、書類審査未通過者には通知は致しません。 2. 正式採用者の出勤開始日は、改めて通知します。予備採用者は正式採用者が勤務できなかった場合、試験日から3カ月以内に当代表処より順次繰り上げ採用の通知を致

	します。 3. 問合わせ先：03-3280-7804 行政組（総務部）人事室
【採用者の出勤開始 予定日】	2024年6月